

①不正受給について

不正手段や偽りの申告を行った場合には、実際に支給を受ける前であっても、また、いかなる動機にかかわらず「不正受給」として厳しい処分が行われます。
(雇用保険受給資格者のしおり43～45ページを参照ください)

不正受給は必ず発見されます

- コンピューターシステムによる発見(全国の雇用保険システム)
- 事業所調査(確認書類の提出等)や家庭訪問
- 投書や電話などの通報による発見

不正受給の動機は

- 見つからなければ・・・
- 一日ぐらだから・・・
- 試用期間中だから・・・
- 研修期間中だから・・・
- 短時間のパートタイムだったから・・・
- アルバイトのつもりだったから・・・
- 働いてもお金をもらっていないから・・・

などが目立ちます

○失業等給付は

皆さん自身が納めた保険料だけでなく他の労働者及び事業主の納めた保険料、そして税金でまかなわれています

○不正受給処分は

- ①支給停止②返還命令③納付命令④財産の差押え⑤刑罰

★申告は 正しくもなく ありのまま★

②就労・内職等について

労働時間・賃金額の確認の為「雇用契約書」
「労働条件通知書」等を確認いたします

- ・収入が無くても自己の労務を提供した場合には申告してください。
- ・雇用された場合だけでなく、請負、委任や事業を開始した場合(準備を含む)役員・理事などへの就任やボランティア活動を行った場合等申告が必要です。

- ・就労とは、1日の労働時間が4時間以上のもの(カレンダーに○印)
- ・内職・手伝いとは、1日の労働時間が4時間未満のもの(カレンダーに×印)

③就職について

パート・アルバイト・試用期間・研修期間・日雇い等
①～③のいずれもあてはまる場合は、就職です

- ①1週間の所定労働時間が20時間以上あること。
- ②31日以上雇用されることが見込まれること。
- ③労働条件が雇用契約書、雇入れ通知書等に明確に定められていること。

雇用保険受給資格者のしおりの最終ページにある二つ折りの「採用証明書」を切り取って事業所にて証明を受けてください。

採用日(在籍日)の前日開庁日に、就職申告を12番窓口へ申告してください。(雇用保険受給資格者のしおりP19の認定日変更)

※採用日は、雇用契約書等の契約期間の初日です。勤務開始日と異なる場合もありますのでご注意ください。